



山形県公報

令和6年10月18日（金）
第547号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域健康福祉課）…1033  
○肥料の登録の失効……………（農業技術環境課）…同  
○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1034  
○土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同  
○土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1035  
○同……………（同）…同  
○土地改良区の定款変更の認可……………（同）…1036  
○同……………（同）…同  
○同……………（最上総合支庁農村計画課）…同  
○道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同  
○同……………（同）…1037  
○一般国道の供用の開始……………（同）…同  
○公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同

### 公 告

- 監査結果の公表……………（監査委員）…1038  
○監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…1044

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類 | 廃止年月日        |
|------------------------|-------------------------------------------------|---------|--------------|
| YI'Sケアサポート株式会社         | デイサービスセンター ぱれっと<br>最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番<br>地の12 | 通 所 介 護 | 令和 6. 10. 14 |

#### 山形県告示第723号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号          | 肥 料 の 種 類 | 肥料の名称    | 保証成分量(%)                          | その他の規 格                     | 生 産 業 者 |               | 失 効 年 月 日  |
|---------------|-----------|----------|-----------------------------------|-----------------------------|---------|---------------|------------|
|               |           |          |                                   |                             | 名 称     | 住 所           |            |
| 山 形 県 第 471 号 | 混合有機質肥料   | エリート有機16 | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 5.0<br>加里全量 2.0 | 含有を許される有害成分の最大量(%)は公定規格のとおり | コーユ株式会社 | 酒田市松美町13番地212 | 令和 6. 9.10 |

山形県告示第724号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
上山市石崎一丁目、石崎二丁目、河崎一丁目の一部、河崎二丁目、河崎三丁目の一部、松山一丁目の一部、松山二丁目の一部及び二日町
- 公共測量を実施する期間  
令和 6 年10月10日から令和 7 年 2 月28日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理 事 及 び 監 事 の 別 | 氏 名       | 住 所             |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 理 事             | 富 沢 房 敏   | 寒河江市大字平塩325番地 1 |
| 同               | 工 藤 賢 一   | 東村山郡中山町大字岡171番地 |
| 同               | 佐 東 順 一   | 同 土橋48番地        |
| 同               | 佐 藤 忠 也   | 同 山辺町大字大寺415番地  |
| 同               | 細 谷 善 助   | 同 中山町大字向新田 8 番地 |
| 同               | 青 柳 一 彦   | 同 長崎240番地11     |
| 同               | 縄 野 正 司   | 同 87番地          |
| 同               | 若 林 隆     | 同 2263番地 1      |
| 監 事             | 鈴 木 史 郎   | 同 金沢137番地       |
| 同               | 渡 邊 勘 治 郎 | 同 山辺町大字山辺819番地  |

|   |         |   |                 |
|---|---------|---|-----------------|
| 同 | 浦 山 茂 男 | 同 | 中山町大字長崎2369番地11 |
|---|---------|---|-----------------|

**山形県告示第726号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 鈴 木 俊 一 郎 | 寒河江市大字平塩434番地   |
| 同        | 工 藤 賢 一   | 東村山郡中山町大字岡171番地 |
| 同        | 鎌 田 信 一   | 同 柳沢357番地 1     |
| 同        | 渡 邊 進     | 同 山辺町大字山辺816番地  |
| 同        | 細 谷 善 助   | 同 中山町大字向新田 8 番地 |
| 同        | 青 柳 一 彦   | 同 長崎240番地11     |
| 同        | 縄 野 正 司   | 同 87番地          |
| 同        | 秋 葉 慶 一   | 同 1577番地        |
| 監 事      | 鈴 木 史 郎   | 同 金沢137番地       |
| 同        | 東 海 林 雅 之 | 同 向新田19番地       |
| 同        | 浦 山 正 司   | 同 長崎1002番地      |

**山形県告示第727号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 堀 野 秀 子 | 山形市南松原二丁目 7 番 1 号 |

**山形県告示第728号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
  - 3 認可年月日  
令和6年10月8日
- 

**山形県告示第729号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
富並川伊蔵堰土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
北村山郡大石田町大字横山102番地
  - 3 認可年月日  
令和6年10月9日
- 

**山形県告示第730号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
  - 3 認可年月日  
令和6年10月9日
- 

**山形県告示第731号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

令和6年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 鶴岡市小名部字幾重谷157番 1 から<br>同 129番 1 まで | 旧    | 9.9 メートル<br>} 8.4  | メートル<br>47 |
| 同 上                                | 新    | 23.4 メートル<br>} 8.4 | 同 上        |

山形県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 6 年10月18日から同年11月 1 日まで縦覧に供する。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|-----------------------------|------|---------------------|------------|
| 酒田市二番町12番 3 から<br>同 10番20まで | 旧    | 13.9 メートル<br>} 13.5 | メートル<br>87 |
| 同 上                         | 新    | 23.4 メートル<br>} 20.1 | 同 上        |

山形県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 6 年10月18日から同年11月 1 日まで縦覧に供する。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市小名部字幾重谷157番 1 から  
同 129番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 6 年10月18日

山形県告示第734号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 6 年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東根市大字羽入地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和 6 年 7 月25日から同年 9 月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年8月から9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月18日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 乃 |

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関66箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関                           | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------------------------------|-----------|-------------|-------|
| 秘 書 課                                 | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| 広 報 広 聴 推 進 課                         | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| 人 事 課                                 | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| 国 際 人 材 活 躍 ・ コ ン ベ ン シ ョ ン 誘 致 推 進 課 | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| 総 合 交 通 政 策 課                         | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| D X 推 進 課                             | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| 統 計 企 画 課                             | 令和6年8月2日  | 奥山委員        | —     |
| し あ わ せ 子 育 て 政 策 課                   | 令和6年8月2日  | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 子 ど も 成 育 支 援 課                       | 令和6年8月2日  | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 子 ど も 家 庭 福 祉 課                       | 令和6年8月2日  | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 産 業 創 造 振 興 課                         | 令和6年8月2日  | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 県 産 品 ・ 貿 易 振 興 課                     | 令和6年8月2日  | 高橋委員        | 海老名委員 |

|                           |           |      |       |
|---------------------------|-----------|------|-------|
| 雇 用 ・ 産 業 人 材 育 成 課       | 令和6年8月2日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 消 防 救 急 課                 | 令和6年8月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 多 様 性 ・ 女 性 若 者 活 躍 課     | 令和6年8月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 財 政 課                     | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
|                           |           | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 下 水 道 課                   | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
|                           |           | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 働 き 方 改 革 実 現 課           | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課   | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 管 財 課                     | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 税 政 課                     | 令和6年8月22日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 管 理 課                     | 令和6年8月22日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 建 設 企 画 課                 | 令和6年8月22日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 県 土 利 用 政 策 課             | 令和6年8月22日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 都 市 計 画 課                 | 令和6年8月22日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農 政 企 画 課                 | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農 業 経 営 ・ 所 得 向 上 推 進 課   | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農 産 物 販 路 開 拓 ・ 輸 出 推 進 課 | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農 村 計 画 課                 | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 農 村 整 備 課                 | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 森 林 ノ ミ ク ス 推 進 課         | 令和6年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 道 路 整 備 課                 | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 道 路 保 全 課                 | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 河 川 課                     | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 砂 防 ・ 災 害 対 策 課     | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 空 港 港 湾 課           | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 建 築 住 宅 課           | 令和6年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農 業 技 術 環 境 課       | 令和6年8月27日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 園 芸 大 国 推 進 課       | 令和6年8月27日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 畜 産 振 興 課           | 令和6年8月27日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 水 産 振 興 課           | 令和6年8月27日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 健 康 福 祉 企 画 課       | 令和6年8月27日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 医 療 政 策 課           | 令和6年8月27日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 地 域 福 祉 推 進 課       | 令和6年8月27日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| がん対策・健康長寿日本一推進課     | 令和6年8月27日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 防 災 危 機 管 理 課       | 令和6年8月30日 | 松田委員 | —     |
| 教 育 政 策 課           | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 教 職 員 課             | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課 | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 特 別 支 援 教 育 課       | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 福 利 厚 生 課           | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 学 校 体 育 保 健 課       | 令和6年8月30日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 高 齢 者 支 援 課         | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 障 が い 福 祉 課         | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 観 光 交 流 拡 大 課       | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課       | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 県 民 文 化 芸 術 振 興 課   | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局       | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

|                 |           |      |       |
|-----------------|-----------|------|-------|
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 令和6年8月30日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 総 務 厚 生 課       | 令和6年9月2日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 議 会 事 務 局       | 令和6年9月2日  | 松田委員 | 海老名委員 |
| 高 校 教 育 課       | 令和6年9月2日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 警 察 本 部         | 令和6年9月2日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 会 計 局           | 令和6年9月2日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局 | 令和6年9月2日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 義 務 教 育 課       | 令和6年9月3日  | 松田委員 | —     |

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 子ども家庭福祉課

##### (イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの

令和5年度山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金

交付申請日 令和6年2月15日

交付決定日 令和6年5月31日

#### ロ 産業創造振興課

##### (イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

##### a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料（2階休憩ホール西側）

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 242,000円

##### b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 3件 合計356,400円

主な事例は以下のとおり

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料（1階ロビー西側）

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 57,200円

#### ハ 消防救急課

##### (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

##### a 支払期限から3箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの

一般需用費（航空関係告示集追録）

請求書受理日 令和5年1月30日

支払期限 令和5年2月13日

支払日 令和5年7月7日

支出額 3,707円

b 支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計76,296円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（救助靴6足）

請求書受理日 令和5年12月22日

支払期限 令和6年1月5日

支払日 令和6年2月26日

支出額 72,600円

## ニ 税政課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

個人事業税の納税通知書・領収証書・納付書・領収済通知書（4連出力）のうち、領収証書及び納付書の合計金額が「合計欄」ではなく「延滞金」の位置に印字されていたもの 対象者5,367名

## ホ 管理課

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和5年6月支給分

既支給分（100分の50） 107,688円

正支給額（100分の20） 43,075円

要返納額 64,613円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和5年12月支給分

既支給分（100分の90） 283,903円

正支給額（100分の100） 315,448円

要追給額 31,545円

## ヘ 建設企画課

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

電子入札システムの不具合により、入札執行機関の落札決定の取消しに繋がったもの

令和5年度（繰越）河川整備補助事業（防災安全・国補正）月光川旧川処理工事

## ト 農政企画課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴取していないなど、保証金の徴取、免除又は還付の手続が適切でないもの

令和5年度東北農林専門職大学（仮称）入試問題作成業務委託

契約金額 17,608,800円

要契約保証金 1,760,880円

## チ 園芸大国推進課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

a 交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和5年6月3日

交付決定日 令和5年9月25日

- ｂ 交付申請日から交付決定日までの期間が 2 箇月以上のもの 39件

主な事例は以下のとおり

令和 5 年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和 5 年 7 月14日

交付決定日 令和 5 年 9 月25日

リ 地域福祉推進課

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないもの

交付申請日から交付決定日までの期間が 2 箇月以上のもの

令和 5 年度山形県低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金

交付申請日 令和 5 年11月10日

交付決定日 令和 6 年 1 月22日

ヌ 防災危機管理課

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

前金払の賃借料について、年度を超えて支払が遅延しているもの

防災行政無線白鷹山中継局敷地の賃借料（令和 5 年度分）

支出額 1,242円

- (ロ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの

雑入（防災行政無線保守管理負担金）

納期限 令和 5 年12月25日

納入日 令和 6 年 3 月15日

金額 373,664円

ル 教育政策課

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から 4 箇月を超えてしていないもの

複写機の賃借料

完了日 令和 5 年 3 月28日

請求書受理日 令和 5 年 7 月24日

支払日 令和 5 年 8 月 7 日

支払額 67,100円

ヲ 高校教育課

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの

一般需用費（令和 6 年度山形県立中学入学者選抜実施要領）

請求書受理日 令和 5 年 9 月12日

誤った支払先への支払日 令和 5 年 9 月26日

誤った支払先からの戻入日 令和 5 年10月11日

正しい債権者への支払日 令和 5 年10月 6 日

支出額 374,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

- (イ) 土地建物使用料について、使用期間5年分を一括徴収すべきところ、年度毎に分割して徴収しているもの（下水道課）
- ロ 支 出
- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（財政課、管財課、農業技術環境課）
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（広報広聴推進課、管財課）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（県産品・貿易振興課）
- ハ 契 約
- (イ) 物品購入単価契約書において、契約期間の記載がなく、別添仕様書が添付されていないもの（畜産振興課）
- ニ 補助金
- (イ) 交付申請者に対し、額の確定を行っていないもの（高校教育課）
- ホ 財 産
- (イ) 財産台帳の記載が著しく滞っているもの（警察本部）
- ヘ その他
- (イ) 前年度会計の監査において指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの（観光交流拡大課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から、令和6年7月12日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年10月18日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   |   | 乃 |

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項                                          | 措 置 の 内 容                                                                                     |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村山電気水道事務所   | 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの | 適切な支出事務を行うため、総務課（支払審査担当）において事務執行チェックシートを作成し、施設管理課（契約・業務管理担当）と共有することにより、確認体制の強化及び支払日程の見える化を図る。 |
| 河北病院        | 収入事務が適切でないもの                                     | 許可担当者及び収入調定担当者において、事務執行チェックリストを作成し、進捗状況を随時確認するとともに、さらに双方担当者間の情報共有を図り、進捗管理を徹底することとした。          |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤         | 正         |
|------------|------------|-----|-------|-----------|-----------|
| 令和 6. 8. 9 | 第527号      | 869 | 下から 4 | 様式第36条の 2 | 様式第36号の 2 |
| 同          | 同          | 同   | 下から 2 | 様式第36条の 3 | 様式第36号の 3 |